



親展

+
+
+
+
+

ねんきん定期便 です

受取人の方がお住まいでない場合には、開封せずに「誤配」「転居した」等をハガキにご記入の上、そのままポストに投函してください。

差出人 東京都職員共済組合

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第一本庁舎北塔39階

電話 0570-03-4165 【ナビダイヤル】

受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9時～17時（電話が混み合っつなごりにくい場合があります）

お掛け間違いのないよう、ご注意ください。
両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください。）

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
--------	------------

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a+b+c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a+b+c+d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計 （未納月数を除く）				
月	月	月	月			
厚生年金保険（b）				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 （国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

- ・「第1号被保険者（未納月数を除く）」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
- ・（d）欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」および「特定期間」の合計月数を表示しています。この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. これまでの加入実績に応じた年金額と

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

加入実績に応じた年金額（年額）	保険料納付額（累計額）
老齢基礎年金	国民年金保険料（第1号被保険者）
円	円
老齢厚生年金	厚生年金保険料（被保険者負担額）
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ・これまでの加入実績（受給資格期間）のみを基に計算した年金額（年額）を表示しています。
- ・地方公務員と国家公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
- ・平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の地方公務員等共済組合法及び国家公務員共済組合法による経過的職域加算額（共済年金）※を含めて表示しています。
※被用者年金一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなっており、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間（平成27年9月以前）については別途「経過的職域加算額（共済年金）」として共済組合から支給されます。
- ・年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合がありますので、この場合は「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）について

- ・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。また、厚生年金保険の保険料納付額（被保険者負担額）は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率（掛金率）を基に計算しています。
- ・地方公務員共済組合期間に係る保険料については、地方公務員共済組合内での掛金率が統一された平成元年12月以後の保険料納付額のみを表示しています。
- ・国家公務員共済組合期間に係る保険料については、標準報酬制度の導入（昭和61年4月）以後の保険料納付額（国家公務員共済期間に通算された旧日三共済期間が含まれている場合のその期間に係る保険料納付額は除きます。）のみを表示しています。
- ・国家公務員共済から地方公務員共済へ異動した場合、または、地方公務員共済から国家公務員共済へ異動した場合のそれぞれの共済期間に係る保険料納付額については、上記の条件により表示しています。



SAB38

未済

ねんきん定期便(60歳未済)

557495a-1-323871

